

四日市市告示第467号

四日市市中小企業人材確保支援事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和2年9月25日

四日市市長 森 智 広

四日市市中小企業人材確保支援事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市中小企業人材確保支援事業費補助金交付要綱（平成31年四日市市告示第302号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（補助対象事業） 第3条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、都市部等で開催される新卒向け、転職者向け等の就職フェア（<u>オンラインによるものを含む。</u>）であって、他の公的な補助金を受けていないものとする。</p>	<p>（補助対象事業） 第3条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、都市部等で開催される新卒向け、転職者向け等の就職フェアであって、他の公的な補助金を受けていないものとする。</p>

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

（商工農水部商工課）